

第 3 3 1 回理事会 報告事項

	頁
(1) 平成 2 9 年度国土交通大臣表彰受賞者について	2
(2) 地震等緊急時対応特別調査委員会（日本水道協会）について	4
(3) 神奈川発！総合設備機材展（ご招待券・リーフレット）	別添
(4) 「高松水道展」（水団連）へのブース出展について	2 0
(5) 全管連・管工事賠償補償制度 加入推進状況について	2 1
(6) 平成 2 9 年度給水装置工事配管技能検定会の開催日程について	2 5
(7) 平成 2 9 年度給水装置工事主任技術者試験の実施 及び試験対策図書のご案内について	2 6
(8) 水道法改正案の早期成立に関する要望活動と 自民党水道議連決起集会について	2 9
(9) 建設産業政策 2017+10 について	3 6
(10) 全管連青年部協議会 第 2 1 回通常総会について	4 2
(11) 全管連主要会議等予定表（案）	4 4
(12) その他	

以 上

平成29年度国土交通大臣表彰受賞者について

(敬称略・順不同)

1. 平成29年度 国土交通大臣表彰受賞者 (本会関係者)

表彰式 平成29年 7月10日
於 国土交通省

○建設事業関係功勞者

〔全管連推薦〕

こむかいとしかず
小 向 俊 和 (和歌山県) 全国管工事業協同組合連合会 理事
和歌山県管工事業協同組合連合会 会長
和歌山市管工事業協同組合 理事長
株小向商会 代表取締役

〔全管連推薦〕

おやなぎじゅんいち
小 柳 潤 一 (新潟県) 全国管工事業協同組合連合会 理事
新潟県水道工事業協同組合連合会 副会長
三条管工事業協同組合 理事長
三条文化建設(株) 代表取締役

〔全管連推薦〕

はらのぶゆき
原 宣 幸 (神奈川県) 全国管工事業協同組合連合会 理事
神奈川県管工事協同組合連合会 副会長
神奈川県管工事業協同組合 理事長
原設備工業(株) 代表取締役

まつ ばら ぶん じ
松 原 文 司 (福島県)

全国管工事業協同組合連合会 理事
福島県管工事協同組合連合会 会長
いわき管工事協同組合 常任相談役
株大松興産 代表取締役

いし だ けん じ
石 田 賢 司 (茨城県)

全国管工事業協同組合連合会 理事
茨城県管工事業協同組合連合会 会長
水戸市管工事業協同組合 理事長
株喜本管工 代表取締役

ほし すすむ
星 進 (宮城県)

全国管工事業協同組合連合会 理事
宮城県管工事業協同組合連合会 副会長
石巻広域管工事業協同組合 理事長
株ミヤケン 代表取締役社長

やま ぐち じゅん いち
山 口 潤 一 (兵庫県)

兵庫県管工事業協同組合連合会 理事
播磨町上下水道工事業協同組合 理事長
播磨設備(株) 代表取締役社長

てら うち みのる
寺 内 実 (栃木県)

元栃木県管工事業協同組合連合会 理事
元鹿沼市管工事業協同組合 理事長
株日吉空調 代表取締役

日本水道協会「情報伝達訓練」及び「応援訓練」について

1. 経過及び予定

平成27年	8月10日	第1回特別調査委員会
	11月26日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成28年	3月25日	第2回特別調査委員会
	6月10日	第2回訓練実施方法等検討小委員会
	11月 2日	第3回特別調査委員会
	12月22日	災害対策担当理事会議（全管連）
平成29年	1月17日	理事会（全管連）
	2月 2日	第3回訓練実施方法等検討小委員会
	2月14日	第4回特別調査委員会
	7月10日	第4回訓練実施方法等検討小委員会
	8月 7日	第5回特別調査委員会
平成30年	1月24日	情報伝達訓練
平成30年	11月6、7日	応援訓練（静岡市）

2. 報告事項

日本水道協会で検討されている地震等緊急時対応の情報伝達訓練や応援訓練について情報を共有し、本会、会員及び協定先企業関係者の連携を強化いたしたい。

第5回地震等緊急時対応特別調査委員会日程

1. 日 時 平成29年8月7日(月) 14:00~17:00(予定)

2. 場 所 日本水道協会8階 第6会議室

3. 出席者

委員長	日本水道協会理事長	吉田	永
副委員長	首都大学東京都市環境学部特任教授	小泉	明
"	横浜市水道局担当理事(水道技術管理者)	清塚	雅彦
委員	金沢大学理工研究域環境デザイン学系(地震工学)教授	宮島	昌克
"	札幌市水道局総務部長	小笠原	徹
代理出席	仙台市水道局給水部計画課長	宮野	知生
委員	東京都水道局給水部長	尾根田	勝
"	名古屋市上下水道局技術本部管路部長	山田	喜美雄
"	新潟市水道局経営企画部長	川井	直光
"	大阪市水道局水道センター統括担当部長	尾原	正史
"	豊中市上下水道局経営部長	野村	淳一
"	神戸市水道局中部センター所長	三浦	正孝
〇	" 広島市水道局次長	平尾	貢一
代理出席	岡山市水道局西水道センター所長	栗原	孝一
委員	福岡市水道局総務部長	曾根田	秀明
ワーカー	厚生労働省医薬・生活衛生局水道課課長補佐	長平	武信
"	静岡市上下水道局次長兼水道部長	一木	賀文
"	日本水道工業団体連合会業務部長	佐藤	修二
"	全国管工事業協同組合連合会災害対策担当理事	原	宣幸

4. 議 事

- (1) 副委員長の互選について
- (2) 応援体制検討小委員会報告書について
- (3) 訓練実施方法等検討小委員会中間報告について
- (4) その他

平成 29 年度情報伝達訓練 実施要領(案)

1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、日本水道協会として、全国規模での対応が必要となった際、速やかに正確な情報を伝え、応援体制を構築する必要がある。

今後、発生が予想される地震等の広域の大規模災害に備え、「地震等緊急時対応の手引き」(以下「手引き」という。)に基づき、訓練を実施することにより、水道事業者間の連携強化を図り、広域災害時における応援体制の確立を目的とする。

- ・情報伝達体制、応援体制の確認
- ・手引きの実効性の確認
- ・水道関係者の災害対応能力の向上

2. 実施日

平成 30 年 1 月 24 日(水)

※ただし、1 月〇日、次のいずれかの状況に該当した場合は訓練の中止または変更を検討する。

- 1) 全国いずれかの場所で震度〇以上の地震が発生し、広域での応援が必要となった場合
- 2) 訓練参加都市において台風、大雨の警報等が発表された場合
- 3) 天災、事故等により、訓練参加都市の対応が必要になった場合
- 4) その他の事象により中止または変更等する場合は、訓練実施方法等検討小委員会委員との協議の上、日本水道協会が決定する。

なお、訓練が中止または変更する場合は、日本水道協会から訓練実施方法等検討小委員会委員、地方支部長及び関係機関に 1 月 24 日午前 8 時まで電話及び Email により連絡する。地方支部長は、管下の訓練参加事業体へ連絡する。

3. 訓練場所

- ・日本水道協会救援本部
東京都千代田区九段南 4-8-9 日本水道協会 8 階第 4 会議室

- ・訓練参加水道事業体等

原則として各水道事業体の防災担当部署において実施する。

なお、想定上の情報連絡調整担当水道事業体及び県支部長業務代行水道事業体についても、被災地に赴かず自身の水道事業体内で実施する。

4. 被害想定

- ・1 月 24 日(水)午前 8 時 30 分、南海トラフを震源とする巨大地震が発生
- ・地震等緊急時対応特別調査委員会応援体制検討小委員会平成 29 年 2 月報告書のうち、最大震度のケース(5-8)に基づき中部地方支部、関西地方支部、中国四国地方支部及び九州地方支部を被災地方支部とする。

・被災水道事業体は各被災地方支部から抽出し、中部地方支部の被災事業体 A、中国四国地方支部の被災事業体 B、九州地方支部の被災事業体 C とし、それぞれのプレーヤーとして被災事業体 A を静岡市、被災事業体 B を高知市、被災事業体 C を大分市が参加する。

・関西地方支部については、本訓練に合わせて参加する各事業体それぞれの被害想定による。

なお、本地震による津波被害は各参加事業体において想定する。

〈被災事業体の状況〉

	水道給水対策本部機能	県支部長機能
被災事業体 A(静岡市)	○	×
関西地方支部	事業体ごとに判断	府県支部長ごとに判断
被災事業体 B(高知市)	×	○→×
被災事業体 C(大分市)	○	○

※ カッコ内事業体は本訓練上のプレーヤーとして参加

5. 訓練想定

本訓練は、発災直後から、被災地に水道給水対策本部が設置され、その応援要請に基づき全国から給水車が出動するまでの情報伝達を手引き P7 の「図 I-1:地震等緊急時における情報連絡の流れ」及び手引き P13 の「図 I-2:地震等緊急時における応援要請の流れ」に基づき実施する。

6. 訓練内容

下記各項目の訓練内容を時系列で実施する。

なお、(11)地方支部長業務代行要請は、本情報伝達訓練の流れから独立し行い、そこで決定した情報連絡調整担当水道事業体については、本情報伝達訓練に反映しないものとする。

(1)情報連絡調整担当水道事業体の決定

手引き P8「情報連絡調整担当水道事業体の決定」について訓練を行う。

本訓練では、被災水道事業体(被災事業体 B)の応援要請に対して被災都府県支部等では対応できないため、当該被災地方支部の他の都府県支部等(応援事業体 B)で対応する手引き P8②のケースとする。応援要請は、様式(以下「様式」とは本訓練用に作成したものをいう。)B により行う。

[訓練の流れ]

・被災水道事業体⇒被災府県支部長⇒被災地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体を要請、被災地方支部長が情報連絡調整担当水道事業体を調整し、被災地方支部長⇒被災県支部長⇒被災水道事業体へ連絡
(フロー1 ①、②、③、④、)

・被災水道事業体⇒連絡調整担当水道事業体(被災地方支部長が調整した事業体)へ情報連絡調整担当の要請を行い、当該事業体が承諾

(フロー1 ⑤、⑥)

(2)県支部長業務代行水道事業体の決定

手引き P5「都府県支部長等が職務の代行を要請する場合」について訓練を行う。

本訓練では、被災都府県支部長等(被災事業体 A 及び B)が被災地方支部長へ都府県支部長等業務の代行を様式 B により要請し、当該被災地方支部の他の都府県支部等長(応援事業体 A 及び B)が代行する。

[訓練の流れ]

・被災県支部長⇒被災地方支部長⇒県支部長業務代行を行う事業体を要請し、被災地方支部長が県支部業務代行水道事業体を調整し、被災地方支部長⇒被災県支部長へ連絡

〈フロー1 ⑦、⑧、⑨、⑩、⑬、⑭、⑮、⑯〉

・被災県支部長⇒県支部長業務代行水道事業体(被災地方支部長が調整した事業体)⇒県支部長業務代行の要請を行い、当該事業体が承諾

〈フロー1 ⑪、⑫、⑰、⑱〉

(3)被害情報、応援要請の有無、水道給水対策本部の設置を連絡

手引き P5「(1)発災直後の対応 i 情報連絡の流れ」について訓練を行う。

被害情報及び応援要請の有無の伝達について、手引きでは具体的な内容及び方法が示されていないが、発災直後の混乱期においても迅速な被害情報の伝達を行うため、様式 A-1 により各事業体は被災都府県支部長等へ報告を行い、被災都府県支部長等は予め都府県支部等内の事業体を一覧にした様式 A-2 に情報をとりまとめ、被災地方支部長へ送付する。

また、被災事業体において、水道給水対策本部を立ち上げた場合には、その情報を都府県支部長等へ連絡する。

[訓練の流れ]

・被災水道事業体内に水道給水対策本部の設置(合議機関を設置した被災水道事業体は、合議機関から移行)

・被災水道事業(情報連絡調整担当水道事業体を含む)⇒被災府県支部長(県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒被災地方支部長⇒日本水道協会(救援本部)⇒被害情報、応援要請の有無、水道給水対策本部の設置について連絡

・日本水道協会(救援本部)⇒他の地方支部長⇒他の地方支部内の都県支部長等⇒被害情報、応援要請の有無(全国)を連絡〈フロー5→6〉

・日本水道協会(救援本部)⇒被災地方支部長⇒被災府県支部長(県支部業務代行水道事業体を含む)⇒被災水道事業体(情報連絡調整担当水道事業体を含む)⇒被害情報、応援要請の有無(全国)を連絡〈フロー5→6-1→6-2→6-3〉

・日本水道協会(救援本部)⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)⇒被害情報、応援要請の有無(全国)を連絡〈フロー5-5a〉

(4)日本水道協会救援本部の設置

手引き P9「(1)発災直後の対応 iv 日本水道協会救援本部の設置」について、様式 D により、日本水道協会救援本部から地方支部長及び関係団体へ情報伝達を行う。

[訓練の流れ]

・被災地方支部長と協議の上、救援本部を設置し、救援本部⇒被災地方支部長及び他の地方支部長へ連絡
〈フロー5、5→6、5→6-1〉

・救援本部⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)⇒救援本部の設置を連絡〈フロー5→5a〉

(5)応援水道事業体の出動準備態勢

手引き P10「(1)発災直後の対応 vii 応援水道事業体の出動準備態勢」について訓練を行う。

手引きでは、出動準備の整った車両は資料 3 により連絡を行うこととなっているが、大規模広域災害を想定している本訓練においては、より迅速に応援体制を確立するため、応援要請があった際の給水車の出動可否について、各事

業体は様式F-1により都府県支部長等へ報告し、都府県支部長等は予め都府県支部等内の給水車情報を整理した様式F-2にとりまとめ、地方支部長へ送付する。

[訓練の流れ]

- ・他の地方支部長⇒救援本部へ給水車準備状況を報告(フロー7→8)

(6) 応援要請

手引きP12「(2)応援の要請」について様式B及び様式A-1を使用し訓練を行う。

また、様式F-1及び様式F-2を使用し、被災地方支部内の応援体制を把握する訓練を行う。

[訓練の流れ]

・給水車の応援を要請する水道給水対策本部⇒被災府県支部長へ応援要請(様式B及び様式A-1(様式Bの応援要請内容を記載し被災府県支部長へ送付)(フロー9→10)

・被災府県支部長⇒被災地方支部長へ応援要請(様式F-1を様式F-2で取りまとめ、都府県支部等内の応援活動状況を把握するとともに、支部内での対応ができない場合、送付された様式B及び情報を更新した様式A-2を被災地方支部長へ送付。併せて、様式F-2で、都府県支部等内の応援活動状況を送付。)(フロー10→11)

・被災地方支部長⇒救援本部へ応援要請(地方支部内での対応ができない場合、様式B及び様式A-2を救援本部へ送付。併せて、様式F-2で、地方支部内の応援活動状況を送付。)(フロー11→12)

(7) 出動要請

手引きP14「(3)応援隊の出動」における出動要請について訓練を行う。

本訓練では、被害想定が大規模広域災害により、応援要請に対して出動可能な給水車の台数が不足している状況下での、出動可能な給水車に応援先を決定する。そのため、救援本部は、被災地方支部ごとの出動可能な給水車を割り振り、被災地方支部長において、給水車の応援先を決定することとする。

[訓練の流れ]

・救援本部⇒各被災地方支部長へ応援可能な給水車を割り振る(様式F-2に記載し送付)(フロー12→12-1)

・被災地方支部長⇒救援本部へ割り振られた給水車に応援先を決定し、報告(様式F-2に記載し返信)(フロー12-1→12)

・救援本部⇒他の地方支部長へ出動要請(応援先が記載された様式F-2と応援要請書(様式B))、道路情報、全地方支部活動状況を連絡(フロー12→13)

・被災地方支部長⇒被災府県支部長(県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒水道給水対策本部(情報連絡調整担当水道事業体を含む)へ支部内の応援車両割り振り結果(応援先が記載された様式F-2)を連絡(フロー12-1→12-2→12-3)

・救援本部⇒関係団体(厚生労働省、全国管工事業協同組合連合会、水道工業団体連合会)へ全国の応援要請給水車台数合計、全地方支部の応援活動状況(応援先が記載された様式F-2)を連絡(フロー12→12a)

(8) 出動連絡

手引きP14「(3)応援隊の出動」における出動連絡について訓練を行う。

手引きでは応援隊からの出動連絡は資料-3によるとされているが、本訓練では、様式F-1(給水車派遣事業体から都府県支部長等へ報告)及び様式F-2(都府県支部長等が集計し、地方支部長等へ送付)を用い行う。

[訓練の流れ]

- ・他の地方支部長⇒救援本部へ出動連絡(様式F-2)(フロー14→15)

- ・救援本部⇒被災地方支部長⇒被災府県支部長(県支部長業務代行水道事業体を含む)⇒水道給水対策本部(情報連絡調整担当水道事業体を含む)へ出動連絡を報告(様式 F-2)〈フロー15→16→17→18〉

(9)支援拠点水道事業体の決定

手引き P63「5)被災状況に応じた効率的応援体制の構築(1)支援拠点水道事業体の決定」について、様式 G を使用し訓練を行う。

[訓練の流れ]

- ・被災府県支部長が調整の上、支援拠点水道事業体を決定〈フロー10〉
- ・被災府県支部長⇒被災地方支部長⇒救援本部へ支援拠点水道事業体情報を連絡〈フロー10→11→12〉
- ・救援本部⇒他の地方支部長へ出動要請を行った応援活動対象地区の支援拠点水道事業体情報を連絡〈フロー12→13〉

(10)中継水道事業体の調整、決定

手引き P11「(1)発災直後の対応 viii 中継水道事業体の決定」について訓練を行う。

[訓練の流れ]

- ・救援本部が調整の上、中継水道事業体を決定〈フロー12〉
- ・救援本部⇒他の地方支部長へ中継水道事業体情報を連絡〈フロー12→13〉

(11)地方支部長業務代行要請

※本訓練においては、情報連絡調整担当水道事業体を調整するが、情報連絡調整担当水道事業体は地方支部長業務を代行することも想定される。

[訓練の流れ]

[A]被災地方支部内に応援事業体候補(都府県支部長等事業体)がない場合

- ・被災地方支部長⇒救援本部⇒他の地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体を要請し、当該他の地方支部長が情報連絡調整担当水道事業体を調整し、他の地方支部長⇒救援本部⇒被災地方支部長へ連絡〈別紙フローA1→A2→A3→A4→A5〉
- ・被災地方支部長⇒連絡調整担当水道事業体(他の地方支部長が調整した事業体)へ情報連絡調整担当水道事業体の要請を行い、当該事業体が承諾〈別紙フローA5〉
- ・救援本部⇒全地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体情報を連絡〈別紙フローA6→A7〉

[B]被災地方支部内に応援事業体候補(都府県支部長等事業体)がある場合

- ・被災地方支部長が当該地方支部内で情報連絡調整担当水道事業体の要請を行い、当該事業体が承諾〈別紙フローB1〉
- ・被災地方支部長⇒救援本部⇒全地方支部長へ情報連絡調整担当水道事業体情報を連絡〈別紙フローB2→B3→B4〉

7. 訓練参加事業体、機関(順不同)

〈訓練実施方法等検討小委員会委員事業体〉

- ・札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、東京都、新潟市、豊中市、岡山市、静岡市、神戸市

〈その他事業体〉

- ・高知市、大分市、関西地方支部内水道事業体、関東地方支部内水道事業体

〈その他〉

- ・厚生労働省
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・日本水道工業団体連合会
- ・日本水道協会

(参考:参加事業体の訓練における役割)

	被災水道事業体 (水道給水対策本部)	地方支部長業務	府県支部長業務	情報連絡調整 担当水道事業体	中継水道事業体	地方支部長 業務代行
北海道	—	札幌市	—	—	—	—
東北	—	仙台市	—	—	—	—
関東	—	横浜市	都県支部長 (東京都 他)	—	東京都	—
中部	(被災事業体 A) 静岡市	名古屋市	(応援事業体 A) 新潟市	—	—	(応援事業体 E) 〇〇市
関西	各事業体	大阪市	府県支部長 (豊中市 他)	—	神戸市	(応援事業体 D) 東京都
中四国	(被災事業体 B) 高知市	広島市	(応援事業体 B) 岡山市	(応援事業体 B) 岡山市	—	(応援事業体 F) ●●市
九州	(被災事業体 C) 大分市	福岡市	大分市	—	—	

※(代):府県支部長業務代行、:訓練実施方法等検討小委員会委員事業体以外の参加事業体

8. 訓練評価

本訓練の評価は、共通の評価シートを用いて、訓練参加事業体で評価者を決めて行う。

9. その他

当該訓練対応にかかる人件費及び通信費は、訓練参加水道事業体等の負担とする。

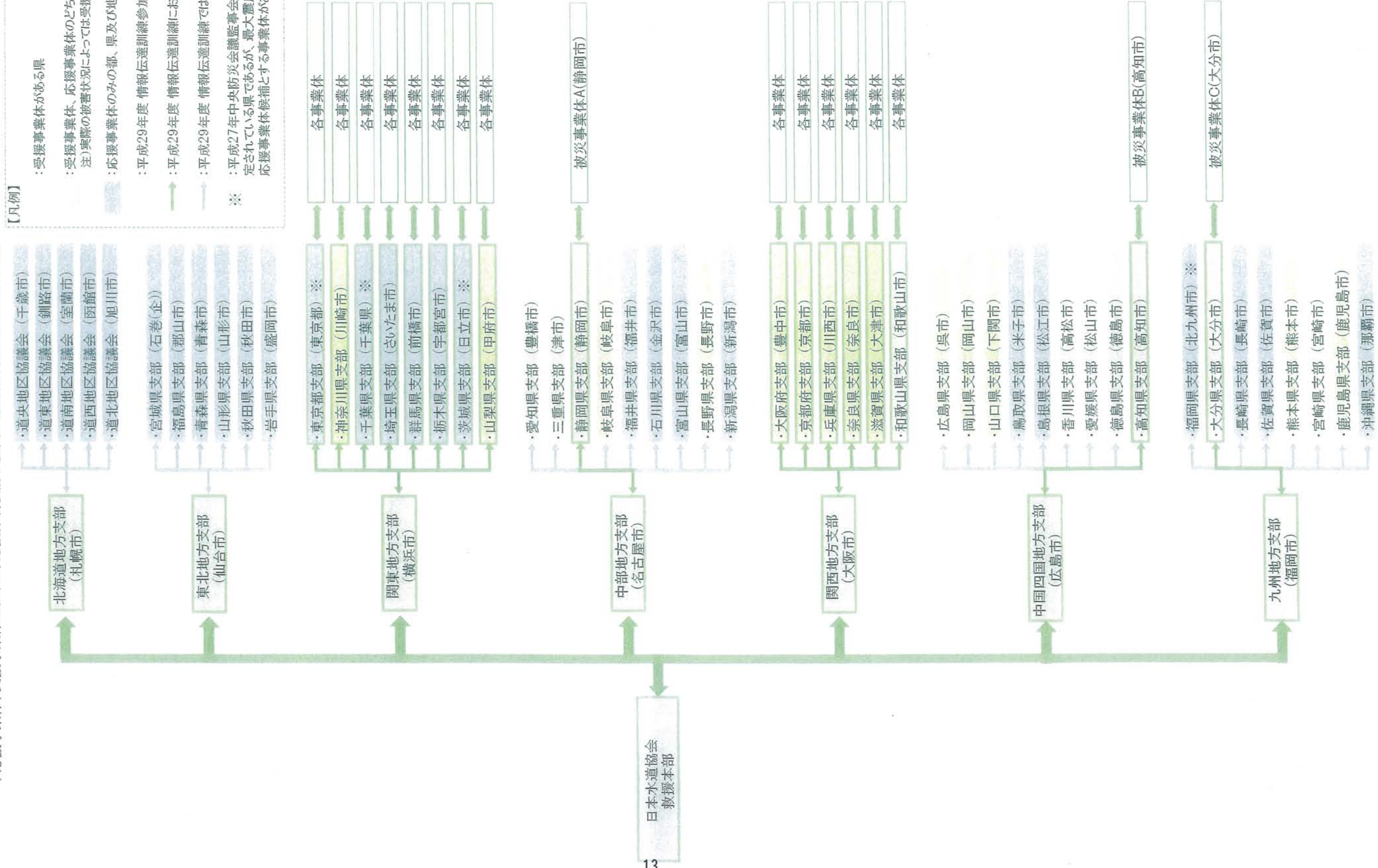
空白ページ

平成29年度情報伝達訓練における都府県支部等の応援・受援の想定(案)

- ◆ 南海トラフを震源とする巨大地震が発生し、大規模な断水等、広域にわたり水道施設に被害が生じている状況を想定する。
なお、断水人口は、応援体制検討小委員会報告書「報告書」による南海トラフ巨大地震における最大値により、発災1日～3日の断水人口の延べ数を想定する。
- ◆ 応援事業体、受援事業体のわけは、応援体制検討小委員会報告書(平成29年2月)による。

【凡例】

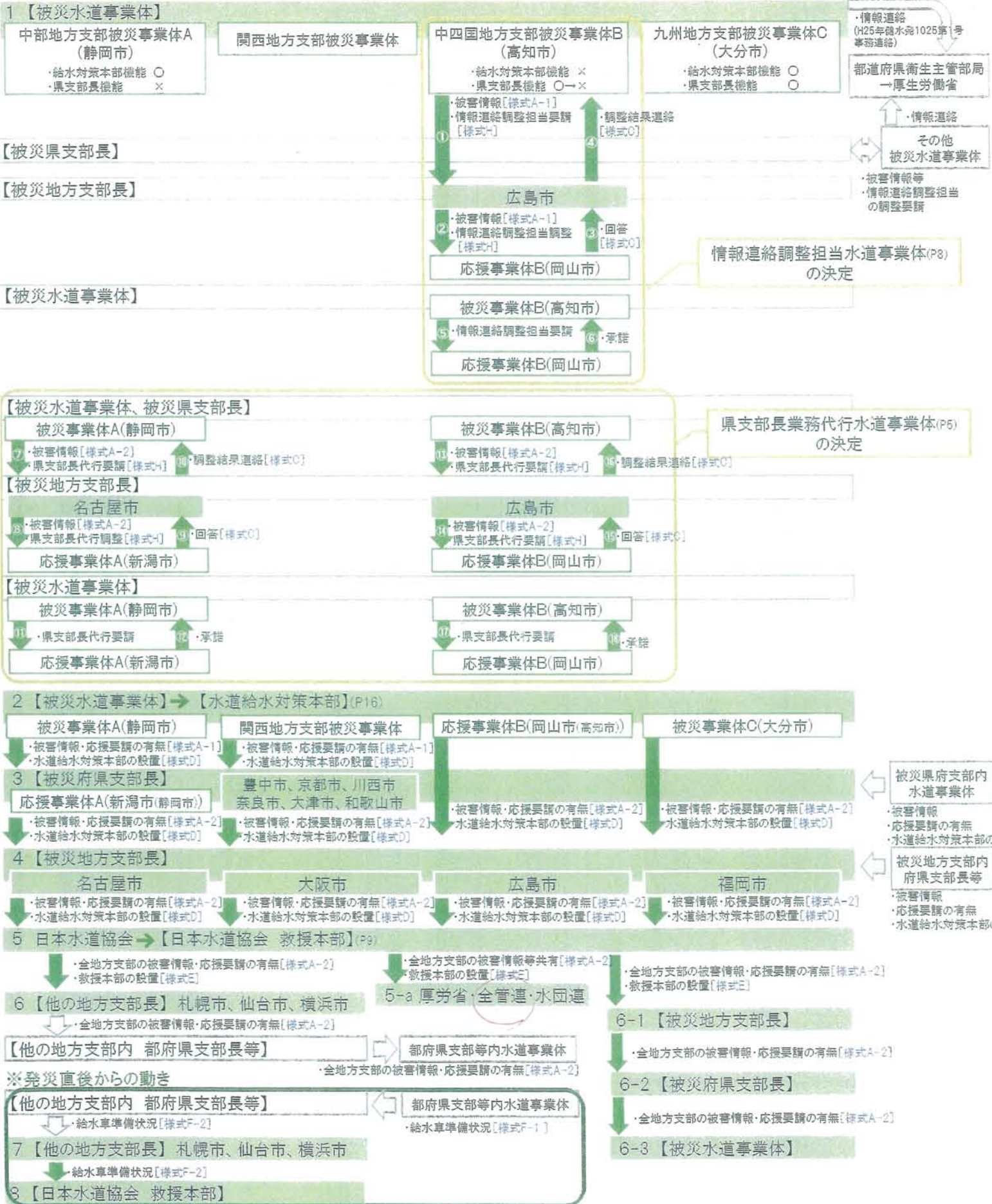
- ・ 受援事業体がある県
- ・ 受援事業体、応援事業体のどちらにも判定されない事業体(注)がある府、県
注)実際の被害状況によっては受援事業体となる場合もある。
- ・ 応援事業体のみ都、県及び地区協議会
- 平成29年度 情報伝達訓練参加事業体
- 平成29年度 情報伝達訓練における情報の流れ
- 平成29年度 情報伝達訓練では実施と見なす情報の流れ
- ※ 平成27年中央防災会議協議会「公表による被害規模の目安では被害が想定されている県であるが、最大震度が5強以下であるため、本被害想定では応援事業体候補とする事業体がある県



平成29年度情報伝達訓練 フロー(案)

I 発災→被害情報・応援要請→応援態勢報告

発災: 南海トラフを震源とする巨大地震発生



II 応援要請→出動報告



も大きく、全管連本部や支部がこれに習って配備することは困難である。

よって、全管連では、天災発生時の通信手段として、今後改善が大きく期待されるブロードバンドの活用を図る。

具体的には、利用料が無料であり、PCや携帯電話、スマートフォンを利用して、実名登録で組織内の掲示板を共有できるフェイスブックを平成25年度中に試行的に導入し、翌26年度より本格導入する体制を整備する。

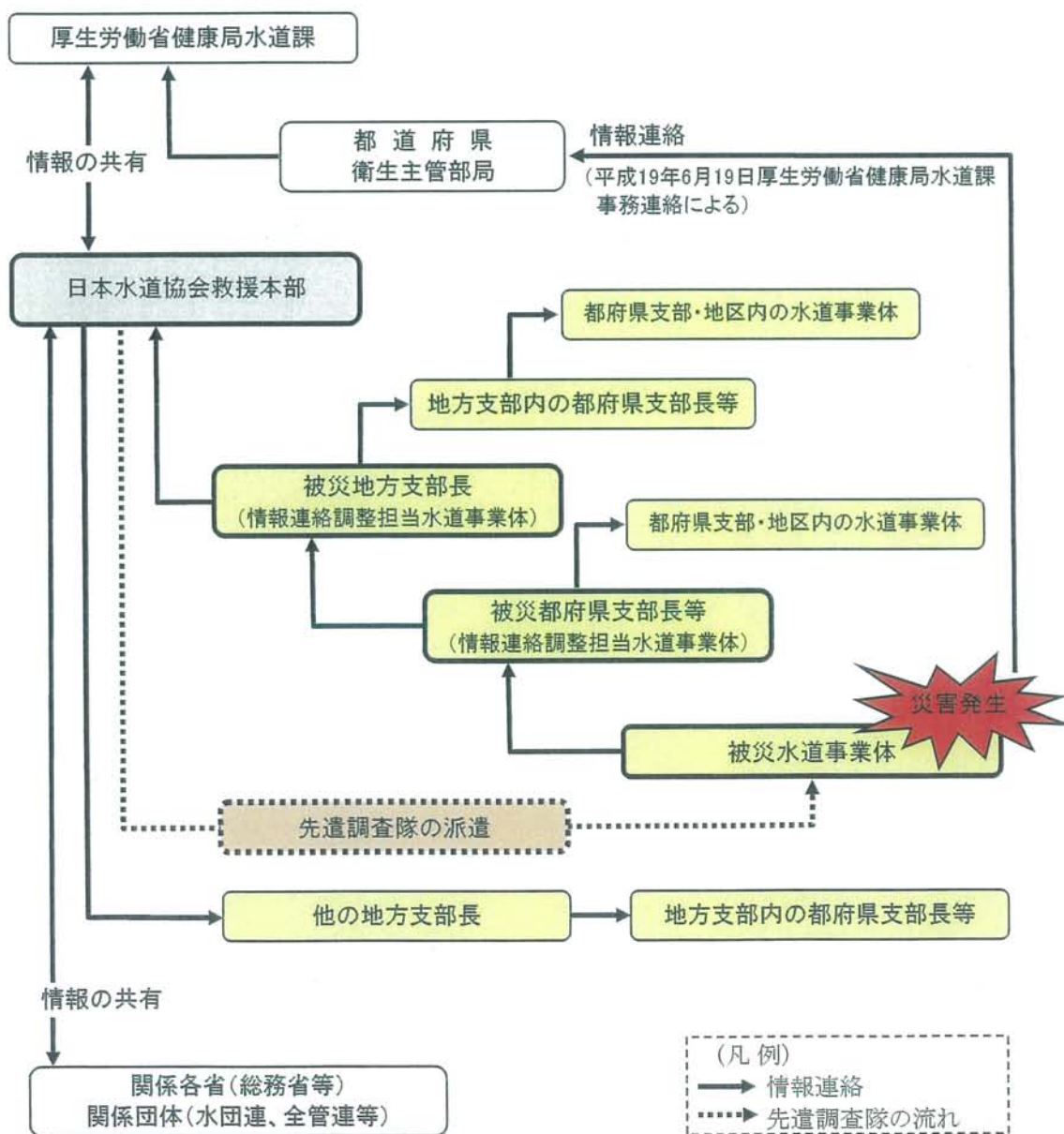
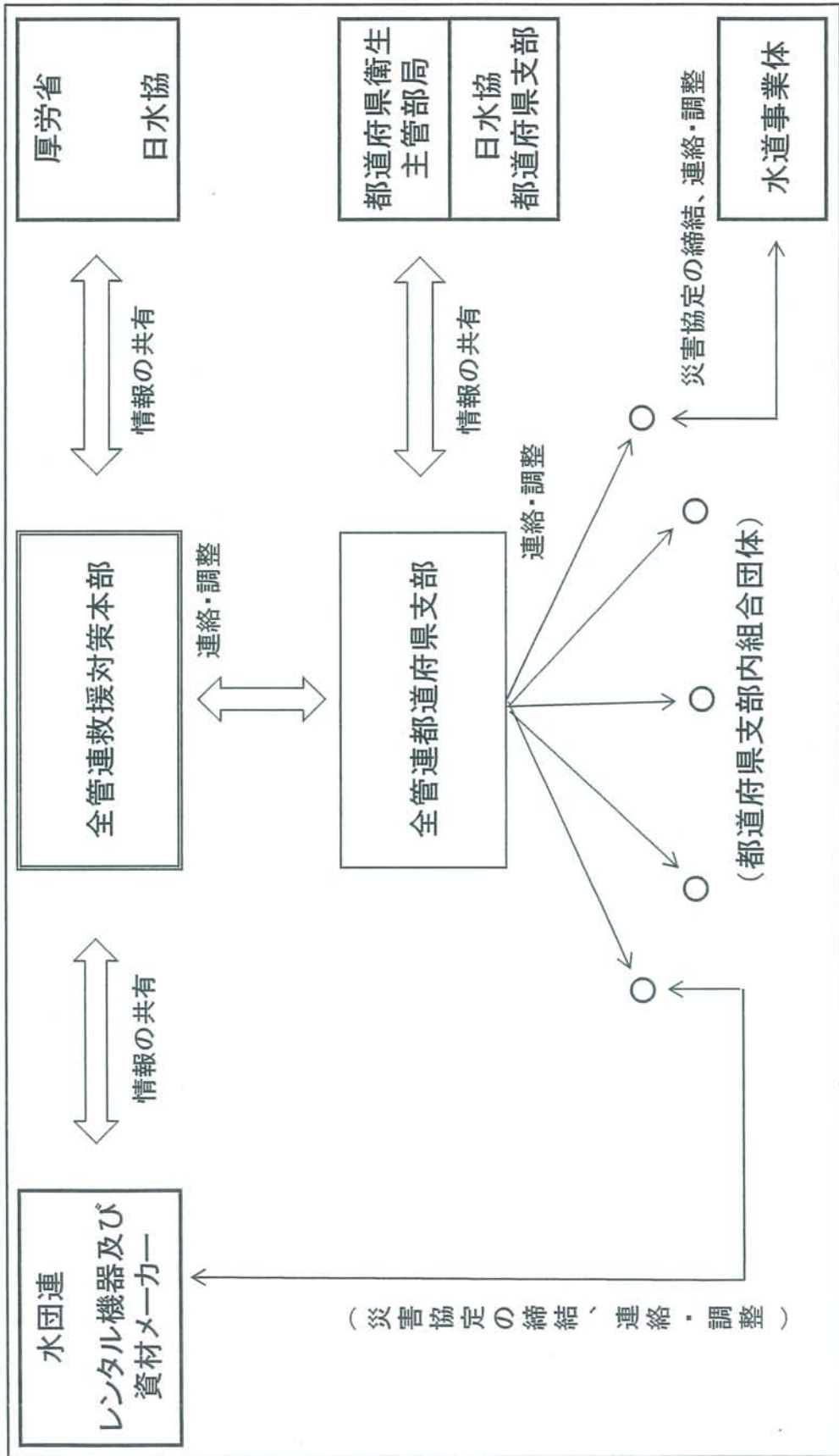


図 I - 1:地震等緊急時における情報連絡の流れ

全国管工事業協同組合連合会 地震等緊急時情報連絡体制



平成 30 年度応援訓練 実施概要(案)

1. 目的

地震等の大規模災害が発生し、全国規模での対応が必要となった際、速やかに正確な情報を伝え、応援体制を構築する必要がある。

今後、発生が予想される地震等の広域の大規模災害に備え、「地震等緊急時対応の手引き」に基づき、訓練を実施することにより、水道事業者間の連携強化を図り、広域災害時における応援体制の確立を目的とする。

- ・応援体制、受援体制の確認
- ・「地震等緊急時対応の手引き」の実効性の確認
- ・水道関係者の災害対応能力の向上
- ・国民への水道のPR(災害時の対応、耐震化の推進)

2. 実施日

(仮)平成 30 年 11 月 6 日(火)、7 日(水)

※ただし、訓練実施日において次のいずれかの状況に該当した場合は訓練の中止または変更を検討する。

- 1)全国いずれかの場所で震度 5 以上の地震が発生し、広域の応援が必要となった場合
- 2)静岡市等において台風、大雨の警報等が発表された場合
- 3)天災、事故等により、静岡市等の対応が必要になった場合
- 4)その他の事象により中止または変更等する場合は、静岡市との協議の上、日本水道協会が決定する。

なお、訓練が中止または変更する場合は、日本水道協会から訓練実施方法等検討小委員会委員、地方支部長及び関係機関に電話及び Email により連絡する。地方支部長は管下の訓練参加事業体へ連絡する。

3. 訓練場所

- ・静岡市上下水道局庁舎（静岡県静岡市葵区七間町 15 番地の 1）
- ・ツインメッセ静岡（静岡県静岡市駿河区曲金三丁目 1 番 10 号）
- ・その他静岡市内 各施設

4. 被害想定

- ・11 月 4 日(日)午前 9 時、南海トラフを震源とする巨大地震が発生
- ・静岡市内において大規模な断水が発生

なお、本地震による津波被害、交通障害等は想定しない。

5. 訓練想定

本訓練は、発災後、静岡市に水道給水対策本部が設置されたのち、その応援要請に基づき、全国から給水車が参集するところから開始する。

6. 訓練内容

・参集

参加事業体は給水車、サポートカー等で被災水道事業体へ参集する。
(応援隊は、指定の給水車補給場所にて充水後に参集する。)

・水道給水対策本部運営

参集した参加事業体に対し、応急活動状況等に関する密な連絡調整を行う。
本部と実施訓練の間で連絡を取り、実際の進行状況を報告・確認する。

1) 幹事応援水道事業体会議

2) 応援水道事業体全体会議

・応急給水

参加市民を対象に、仮設水槽及び給水車からの応急給水を実施する。
給水場所はツインメッセ会場内及び静岡市内 近隣施設(病院・小学校等)を予定。

・応急復旧

訓練①(通水有) $\phi 100$ の DIP 管を袋ジョイントで修繕
 $\phi 25$ の VP 管を継輪で修繕

訓練②(通水無) $\phi 100$ の DIP 管を K 型継輪を用いて応急復旧

・報告書作成

様式に従って報告書を作成・提出。

・帰還

参加事業体は給水車、サポートカー等で所属事業体へ帰還する。

7. 訓練参加事業体

7 地方支部長及び正会員水道事業体他(下表参照)

地方支部	班数	(積算内訳)			人員 (人)	給水車 (台)	サポートカー (台)
		地方支部長	都府県支部長等	指揮			
北海道	7	1	5	1	26	6	7
東北	8	1	6	1	30	7	8
関東	10	1	8	1	38	9	10
中部	11	1	9	1	42	10	11
関西	8	1	6	1	30	7	8
中国四国	11	1	9	1	42	10	11
九州	10	1	8	1	38	9	10
計	65	7	51	7	246	58	65

(班構成) 指揮班以外の班 = 人員 4 名、給水車 1 台、サポートカー 1 台 / 指揮班 = 人員 2 名、サポートカー 1 台

〈備考〉班数は各地方支部内の都府県支部長数、地区協議会区長数に応じて班数を割り当てる。

地方支部内の参加事業体の選定は地方支部長に一任する。

なお、支部内混成チームを可とする。

また、上記枠を超えての参加については日本水道協会事務局と静岡市の調整の上、その都度判断することとし、最少参加人数は設けない。

8. 訓練参加水道事業体の費用負担

- ・訓練参加に係る費用(交通費、宿泊費、日当等)は、原則的に参加事業体等が負担する。
- ・上記費用のうち、合計が1班当たり10万円を超えた部分は日本水道協会が負担する。
- ・そのほか、実施に係る費用(会場設営費、資機材費等)は日本水道協会が負担する。

平成29年8月1日

「高松水道展」への出展について

趣 旨：(公社)日本水道協会は、毎年「総会・全国大会・研究発表会」を開催し、これに併せて(一社)日本水道工業団体連合会(水団連)が、同会場で「水道展」を併催している。

今年度の同総会は「サンポートホール高松」で開催され、展示会は「サンポート高松シンボルタワー北側広場」で開催される。

そのため、全管連・高松市上下水道工事業協同組合で連携し、水道展に出展して全管連の存在をアピールする。

日 時：総会・全国大会 10月25日(水)～27日(金)
 ブース出展 25日(水)9時30分～17時
 26日(木)9時～17時
 27日(金)9時～14時(予定)

場 所：総会・シンポジウム ⇒ サンポートホール高松
 研究発表会 ⇒ "
 水道展 ⇒ サンポート高松シンボルタワー北側広場
 (*127団体・社が出展、水道展のみは入場無料)

出展内容：【展示物】

(予定) (全管連) ①熊本地震における全管連の応急復旧活動パネル(適宜)
 ②技能グランプリの当日課題作品

【配布物】

(全管連) ①全管連PRパンフレット(1,000枚)
 ② " クリアファイル(300枚)
 ③ " シャープペンシル(500本)
 ④ " ジャーナル(100部、広告依頼挟み込み)
 ⑤ " ニュース(100部)
 ⑥ " 手帳ご案内(100部)
 ⑦ " 水道工事の事故防止(1,000部)
 ⑧ " 管工事賠償補償チラシ(200部)

管工事賠償補償制度 加入推進状況について

1. 経過及び予定

平成29年1月17日	第328回理事会	平成29年11月末日までの加入目標件数を1,360件に設定。
〃	9月中旬	平成29年度本制度パンフレット案内開始
〃	11月1日	平成29年度本制度始期

2. 報告事項

平成29年8月1日現在の加入者数1,332件(加入目標件数:平成28年11月時点+125件=1,360件、目標件数まで28件)。

(別紙A3版資料:右端ピンク色の欄を参照)

目標達成出来るよう今後も説明会を実施するなど加入促進を図ってまいります。

また第328回理事会においてもご報告しましたとおり損害率が上昇している関係で平成29年度11月より保険料が10%割増となります。今後の保険料割増を回避するためにも、引き続き損害率低減に向けた事故防止対策も実施してまいります。

◎全管連賠償補償制度・・事故白書 全管連HPトップ→共済制度

3. 本件に関するお問い合わせ先

◎損害保険ジャパン日本興亜(株) 営業開発部第三課 TEL03-3349-3820

◎全国管工事業協同組合連合会 TEL03-3949-7312

1. 制度に関するご相談・ご質問はこちら
 2. 制度のご加入、お見積りのご希望はこちら



TEL : 03-3349-3820
 FAX : 03-6388-0157

以下の対応依頼票にご記入のうえ、FAXしてください。

対応依頼票

損保ジャパン日本興亜および取扱代理店は、この対応依頼票にご記載の情報をもとに最適な保険プランをご提案します。

以下の内容について対応を依頼します。(ご希望する対応に○をご記入ください。)

○印をご記入ください	対 応 内 容
()	制度について説明が聞きたいので、連絡をもらいたい *ご希望日時あれば、ご記入ください。
()	制度に加入したいので、手続き方法を教えてもらいたい *ご希望日時あれば、ご記入ください。
()	その他 ※具体的な内容をご記入ください。

貴社名	フリガナ	ご担当者名	フリガナ
ご住所	フリガナ		
	〒		
ご連絡先	電話番号	()	
	FAX番号	()	
所属組合名	フリガナ		
完成工事高	百万円	決算月	月

お近くの損保ジャパン日本興亜および取扱代理店よりご連絡させていただきます。
 (対応には、2・3日かかる場合がございます。)

●このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせください。

引受保険会社  損害保険ジャパン日本興亜株式会社

営業開発部第三課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL.03-3349-3820 FAX.03-6388-0157
 公式ウェブサイト <http://www.sjnk.co.jp/>
 受付時間:平日/午前9時~午後5時

お問い合わせ先(取扱代理店)

空白ページ

平成29年度 給水装置工事配管技能検定会の開催日程

平成29年8月現在

No.	都道府県	会場	会場所在地	開催期日	検定会種類
1	北海道	札幌市水道局給配水技術研修所	札幌市豊平区西岡2条2丁目	平成29年4月26、27日	全国標準(A) 地域オプション
2	宮城	宮城県管工業協同組合	仙台市宮城野区扇町4-3-33	平成29年8月29、30日	全国標準(A)
3	大阪	大阪府立南大阪高等職業技術専門校	和泉市テクノステージ2-3-5	平成29年9月1日(金)	全国標準(A)
4	岩手	岩手産業文化センター(アビオ)	岩手県滝沢市砂辺389-20	平成29年9月6日(水)	全国標準(A)
5	埼玉	埼玉県管工事会館	さいたま市中央区下落合4-14-11	平成29年9月9日(土)	全国標準(B)
6	千葉 ①	千葉県水道技術研修センター	千葉市若葉区中田町2385-7	平成29年9月21日(木)	全国標準(B)
7	千葉 ②	千葉県水道技術研修センター	千葉市若葉区中田町2385-7	平成29年9月22日(金)	ポリエチレン管
8	愛媛	松山市管工事業協同組合	松山市美沢2丁目7番48号	平成29年9月26日(火)	全国標準(A)
9	新潟	新潟市水道局水道技術研修センター	新潟市中央区関屋下川原町1-3-3	平成29年9月30日(土)	全国標準(A)
10	山口	宇部管工事協同組合会館	宇部市大字善和203-118	平成29年10月7日(土)	全国標準(A)
11	富山	富山市管工事協同組合会館	富山市城川原2-9-10	平成29年10月12日(木)	全国標準(A)
12	福島	前澤給装工業㈱福島工場	本宮市糠沢葎池138-1	平成29年10月12日(木)	全国標準(A)
13	山形	山形市上下水道施設管理センター	山形市南石関27番地	平成29年11月2日(木)	全国標準(A)
14	東京	東京都立多摩職業能力開発センター 府中校	府中市南町4-37-2	平成29年11月9日(木)	全国標準(B)
15	香川	高松市上下水道局川添浄水場	高松市東山崎町1331	平成29年11月11日(土)	全国標準(A)
16	佐賀	佐賀市上下水道局第二浄水場	佐賀市卸本町3-1	平成29年11月11日(土)	全国標準(A)
17	青森	八戸圏域水道技術研修センター	八戸市沢里古宮5-2	平成29年11月11日(土)	全国標準(A)
18	広島	広島市指定上下水道工事業協同組合	広島市西区商工センター8-3-27	平成29年11月11日(土)	全国標準(A)
19	静岡	静岡市上下水道局門屋浄水場	静岡市葵区門屋99	平成29年11月17日(金)	全国標準(A)
20	滋賀	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	大津市光が丘町3-13	平成29年11月18日(土)	全国標準(A)
21	秋田	秋田市上下水道局仁井田浄水場	秋田市仁井田字新中島221-2	平成30年2月14日(水)	全国標準(A)
22	兵庫	三田建設技能研修センター実習場	三田市香下2122	平成30年3月17日(土)	全国標準(A)
23	奈良	奈良県立高等技術専門校	磯城郡三宅町石見440	平成30年3月18日(日)	全国標準(A)

全管連発29第77号
平成29年4月25日

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

平成29年度 給水装置工事主任技術者試験の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成29年度給水装置工事主任技術者試験が来る平成29年10月22日(日)に実施されることとなりましたので、連絡申し上げます。

敬具

記

1. 「平成29年度給水装置工事主任技術者試験の実施」については、全管連ニュース6月1日号に掲載致します。
2. ポスター、チラシは(公財)給水工事技術振興財団より5月8日(月)に全管連会員団体宛に発送予定です。
3. 受験申請書類(受験願書、実務従事証明書、一部免除申請書)は、(公財)給水工事技術振興財団のホームページの「受験申込書作成システム」を利用し、必要項目を入力後印刷したものを使用すること。また、受験の案内は同ホームページからダウンロードすること。なお、受験願書の提出先は全て同財団です。本会ではありませんのでご注意ください。
受験申込書システム稼働期間：5月29日(月)10時から
7月7日(金)17時まで
受験申請書類受付期間：5月29日(月)から7月7日(金)消印有効
ホームページアドレス：<http://www.kyuukou.or.jp/>
4. 全管連発行の給水装置工事主任技術者試験問題集『これならわかる問題と解説』(5訂第3版)及び『平成24～28年度給水装置工事主任技術者試験問題収録版』は、5月中旬頃発刊予定です(案内文書を後日送付します)。また、試験の準備講習会の講師(東京水道サービス)幹旋についても後日案内いたします。
5. スケジュール等の詳細はチラシを参照して下さい。

○本件に関するお問合せ先

全管連事務局 仲村

TEL：03-3949-7312

FAX：03-3949-7351

メール：n_nakamura@zenkanren.or.jp

以 上

会 員 各 位

全国管工事業協同組合連合会
(押印略)

給水装置工事主任技術者試験に関する図書ご購入のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、平成12年度より給水装置工事主任技術者試験問題集『これならわかる問題と解説』を発売し、お陰様で大変好評を頂いてまいりましたが、このたび『これならわかる問題と解説5訂第3版』並びに『平成24～28年度 給水装置工事主任技術者試験問題収録版』を発売する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

「これならわかる一」は、(公財)給水工事技術振興財団発行の「改訂 給水装置工事技術指針 二刷」を参考文献として、各問題の文章及び解説の文章は同指針の要旨を活用しており、毎年直近の試験問題を参考に内容を見直し加筆を行うことで内容をさらに充実させ、5訂第3版として作成しました。

また、出題された試験問題を分析すると、「技術指針」からの出題頻度が非常に高く、給水装置工事主任技術者試験を受験される皆さんにとって、同書を効率的に活用することが合格への近道になることから、『平成24～28年度 給水装置工事主任技術者試験問題収録版』では、直近4ヶ年の試験問題毎に技術指針のどこから出題されているかを表記し、同書と併用して学習できるよう編集しました。過去問題に挑戦して実践力を高めることで確実に力がつきます。併せてご活用賜わりたくお願い申し上げます。

両書とも、限られた時間の中で効率的に学習できるよう作成いたしましたので、広く組合員の皆様にPRとご活用をお薦めいただき、貴組合において一括お取りまとめのうえ、多数お申込みいただきますようお願いいたします。

敬具

図 書 名	給水装置工事主任技術者試験問題集 〈合格への近道〉 『これならわかる問題と解説』(5訂第3版)	〈合格への近道〉平成24～28年度 給水装置工事主任技術者試験問題収録版
体 裁	B5判 334頁	B5判 207頁
頒 布 価 格	1部 3,600円(税込)	1部 3,000円(税込)
組 合 手 数 料	1部につき 515円	1部につき 515円
送 料	実 費	実 費
申 込 み 方 法	別紙申込書によりFAXにてお申込みください。上記組合手数料を差し引いてご請求します。	

※ 本件に関するお問合せ先

全管連事務局 阿蘇

TEL 03-3949-7312 / FAX 03-3949-7351

メール hanajima@zenkanren.or.jp

給水装置工事主任技術者試験の受験者に最適の書 ～「収録版」に技術指針からの出題箇所を表記～

給水装置工事主任技術者試験が国家資格として実施されて以来、多くの会員の皆様からの要望にお応えして、全管連では平成12年度より「給水装置工事主任技術者試験問題集〈合格への近道〉これならわかる問題と解説」を発刊いたしてまいりました。

おかげ様で大変好評をいただき、今年度も平成28年度までの出題内容を精査し、さらに（公財）給水工事技術振興財団発行の「改訂 給水装置工事技術指針 二刷」を参考文献として、内容を充実させ5訂第3版として作成いたしましたのでご案内申し上げます。

また、直近4ヶ年（平成25年度～28年度）の試験問題は、「技術指針」からの出題頻度が非常に高く、給水装置工事主任技術者試験を受験される皆さんにとって、同書を効率的に活用することが合格への近道になることから、『平成24年度～28年度 給水装置工事主任技術者試験問題収録版』では、直近4ヶ年の試験問題毎に技術指針のどこから出題されているかを表記し、同書と併用して学習できるよう編集しました。併せてご活用ください。

これならわかる問題と解説 5訂第3版 合格への近道

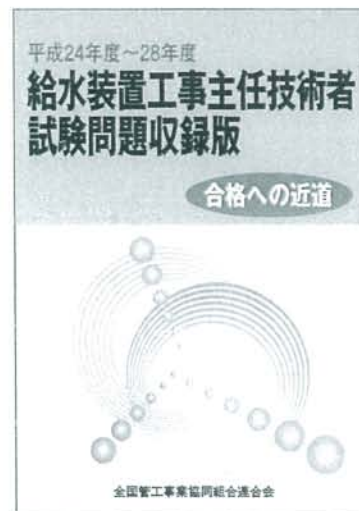


全管連技術委員会 著
B5判 334頁 定価=3,600円(税込)
発行 全国管工事業協同組合連合会

主な内容

- 第1章 試験案内
- 第2章 公衆衛生概論
- 第3章 水道行政
- 第4章 給水装置の概要
- 第5章 給水装置の構造及び性能
- 第6章 給水装置工事法
- 第7章 給水装置施工管理法
- 第8章 給水装置計画論
- 第9章 給水装置工事事務論
- 第10章 関係法規等

給水装置工事主任技術者 試験問題収録版 合格への近道



直近
5ヶ年分
収録!!

全管連技術委員会 著
B5判 207頁 定価=3,000円(税込)
発行 全国管工事業協同組合連合会

主な内容

- 第1章 出題傾向の分析
- 第2章 平成28年度問題と解説と解答
- 第3章 平成27年度問題と解説と解答
- 第4章 平成26年度問題と解説と解答
- 第5章 平成25年度問題と解説と解答
- 第6章 平成24年度問題と解説と解答
- 第7章 平成9～23年度計算問題と解答
(出題分野ごとに抜粋)

お申し込み方法

全管連所属の地元組合へお申し込みください。

水道整備促進全国決起集会

平成29年8月7日(月) 12:00～
衆議院第一議員会館 多目的ホール

(主催) 自由民主党水道事業促進議員連盟
(共催) 公益社団法人 日本水道協会
全国簡易水道協議会
全国管工事業協同組合連合会
一般社団法人 日本水道工業団体連合会

次 第

- 1、開会
- 2、主催者代表挨拶
- 3、共催団体代表挨拶
- 4、出席議員紹介
- 5、厚生労働省より状況報告
- 6、決議採択
- 7、閉会

以上

全管連発29第134号
平成29年 7月20日

全管連
各都道府県支部長殿

全国管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規 郎
(押印省略)

水道関係予算増額及び水道法改正法案の早期成立
に関する要望活動の実施について (お願い)

拝啓 平素より全管連の諸活動に対しましてご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

従来から水道関係予算の獲得等、管工事業界の発展について地元の水道議連の先生を中心に要望活動を展開していただいております、感謝申し上げます。

さて、全管連としてもこれまで要望していた指定給水装置工事事業者の更新制度を含む水道法改正法案につきましては、皆様ご承知のとおり、先の通常国会では法案審議に至らず継続審議の扱いとされております。今秋に予定される臨時国会についても法案審議日程は大変厳しいものになると考えられ、水道法改正法案の早期成立に向けて要望活動を実施していく必要があります。

また、平成30年度水道関係予算の確保についても、水道施設・管路の更新・耐震化を促進するため、概算要求額が大幅に増額されるよう引き続きの要望活動を展開したいと考えております。

つきましては、別添1の要望書を雛形として、会員組合各位の地元の国会の先生方に要望活動を実施していただきたくお願い申し上げます。

なお、平成29年8月7日には、自由民主党水道事業促進議員連盟の水道整備促進全国決起集会が予定されており、その大会を成功させるためにもできるだけ多くの議員出席が望まれますので、併せて地元関係議員に対して、別添2のとおり実施される同大会への出席の働きかけ方をお願い申し上げます。

敬具

全管連発29第134号

平成29年8月7日

自由民主党水道事業促進議員連盟会長
衆議院議員 川崎 二郎様



全国管工事業協同組合連合会
会長 大澤 規郎

水道関係予算増額及び水道法改正法案の早期成立に関する要望

平素は、本会に対し格別のご指導を賜り深く感謝申し上げます。

さて、私ども全国管工事業協同組合連合会に所属する管工事組合及び約1万6千社の組合員企業は、水道事業体と連携して、国民が日々生活するうえで最も重要なライフラインである水道を支えています。また、大地震や集中豪雨等の災害時には、いち早く現場に駆けつけ応急給水・応急復旧活動を行っております。

一方、水道施設の老朽化はますます進行し、耐震性の低さは改善されないままとなっており、早急に水道管路更新を進める必要があります。その実現に向けて、平成30年度水道予算確保の大幅増額確保が必要であります。

地域に根差した組合及び所属員企業が将来にわたり災害に強い地域社会の整備に寄与し、その期待に応えていくためには、概算要求額の増額確保、年間を通じて安定的な工事の発注が行われることが、ぜひとも必要であり、引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

また、水道利用者に良質な給水管工事をお届けするためには、指定給水装置工事業業者の更新制度導入とその適格な運用を通じて地元密着の技術力のある工事店が存続し続けることが必要です。この実現に向けて、現在、継続審議となっている水道法改正案の早期に成立していただきたく、下記事項が実現されますよう特段のお力添えをお願い申し上げます。

記

1. 平成30年度水道関係予算の大幅増額
2. 水道法の一部を改正する法律案の早期成立

以上

平成30年度水道事業予算等に関する決議（案）

我が国の水道は、普及率が97パーセントを超え、健康で文化的な国民生活や社会経済活動の根本を支える必要不可欠な社会基盤となっている。

その一方で、昭和40年代の後半から急速に整備された水道施設が更新時期を迎えているものの、10数年も継続した水道事業への国庫補助金の大幅な削減に連動して水道施設の更新への投資が年々減少し、その結果として老朽化が進行し漏水等の管路事故等が頻発するとともに、震災時の被災リスクが増大している。

昨年の熊本地震や本年の豪雨災害など、水道施設に甚大な被害が出たことにより、国民の生活に大きな影響を与える事例も現れ始めている。

過去の震災においても、耐震化の進んだ管路は損傷が軽微で復旧が早いことが認められており、老朽管の更新や耐震化の推進は急務である。

また、人口減少に伴う給水人口や料金収入の減少による収益構造の悪化や水道事業に携わる職員数の減少等に伴う組織の弱体化により、持続的な水道事業の運営が課題となっている。

加えて、指定給水装置工事事業者について、所在確認の取れない工事事業者が多数存在している、給水装置工事に関して無届工事や不良工事が確認されているなどの問題が生じている。

自由民主党水道事業促進議員連盟は、これら喫緊の課題に対し果敢に取り組むため、下記事項について強く要望する。

記

1. 災害時でも安全で良質な水道水を供給し、将来にわたり持続可能かつ強靱な水道を構築するため、老朽化した基幹施設の更新・耐震化を緊急かつ優先的に推進するとともに、広域化を進めるなど水道事業の基盤強化を推進すること。
2. 簡易水道統合事業について、各事業体が統合を推進するために必要な措置を講じること。
3. 前記各号に掲げた施策を推進するために必要な予算額を是非とも確保すべく、平成30年度予算編成にあたっては最善の措置を講じ、予算額の概ね半額を補正予算に依存している現在の予算構造を改めるために、当初予算の増額を図り、安定的な財源を確保すること。
4. 当面の課題として、水道施設の安定的な整備に著しい支障を生じることのないよう、平成29年度の補正予算においても、適切な予算額の確保を図ること。
5. 適正な資産管理を前提とした計画的な水道施設の更新・耐震化の促進、広域連携・官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度への更新制の導入などを内容とする、水道法改正案について、早期成立を図ること。

平成29年8月7日

自由民主党水道事業促進議員連盟

全国管工事業協同組合連合会
水道整備促進全国決起集会 出席者名簿

(敬称略)

No.	会員名・会社名	役職	出席者名
1	茨城県管工事業協同組合連合会	会 長	石田 賢司
2	"	副会長	阿部 義輝
3	"	副会長	池田 好男
4	"	常務理事	深作 彰
5	"	事務局次長	高橋 賢治
6	栃木県管工事業協同組合連合会	会 長	和田 均
7	宇都宮市管工事業協同組合	理 事	中村 勝
8	"	理 事	柿沼 操
9	"	専務理事	川中子武保
10	栃木県管工事業協同組合連合会	事務局次長	館野 泰光
11	協同組合群馬県機械設備工業会	副理事長	大川 恭史
12	"		大川 恵子
13	"		岡田 伸二
14	"		竹前 賢一
15	"		八木 洋平
16	さいたま市管工事業協同組合	理事長	大澤 規郎
17	"	副理事長	大熊 泰雄
18	"	事務局	松本 満宏
19	川口市管工事業協同組合	理事長	佐々木 喬
20	"	副理事長	鴫田 勇
21	"	副理事長	増田 壽雄
22	"	副理事長	吉澤 敏夫
23	"	事務局長	黒須 一雄
24	埼玉県管工事業協同組合連合会	事務局長	島田 一正
25	東京都管工事工業協同組合	副理事長	福田 義次
26	"	事務局	柳沢 史典
27	"	副理事長	宮崎 文雄
28	"	副理事長(待遇)	石井 正治
29	"	事務局	木名 瀬唯

(敬称略)

No.	会員名・会社名	役職	出席者名
30	東京都管工事工業協同組合	総務部会長	五十嵐 隆
31	"	事務局	原 尚義
32	"	事務局	原田菜津美
33	三多摩管工事協同組合	理事長	松田 英行
34	"	副理事長	渡辺 才司
35	"	専務理事	卯木 貞雄
36	"	理事・総務部長	星野 護
37	"	理事・あんじん診断担当部長	小野 一郎
38	"	理事・技術部長	小峰 一良
39	横浜市管工事協同組合	理事長	佐々木靖太
40	"	副理事長	石田 隆
41	"	専務理事	永井 康敏
42	"	常勤理事	井口 秀一
43	神奈川県管工事業協同組合	理事長	原 宣幸
44	"	副理事長	野崎 徹
45	"	副理事長	中内 靖修
46	"	副理事長	渡邊宇之助
47	"	副理事長	大竹美知夫
48	"	専務理事	五戸 和明
49	川崎市管工事業協同組合	理事長	大坂 延男
50	"	副理事長	広瀬 文男
51	"	事務長	長谷川健一
52	富山県管工事業協同組合連合会	会 長	藤川 幸造
53	キャタピラージャパン合同会社	小型製品販売促進グループマネージャー	池田 隆太
54	"	主任	楠田 貴史
55	"	主任	田中 暢久
56	"		高谷 翔太
57	"		池山 幸道
58	橋本総業(株)	部長	草間 修一
59	"	東京東支店 支店長	門部 貴宏

(敬称略)

No.	会員名・会社名	役職	出席者名
60	橋本総業(株)	東京中央支店 支店長	五十嵐勇吉
61	"	東京西支店 支店長	塚本 浩一
62	"	住設営業部 部長	佐藤 俊治
63	渡辺パイプ(株)	土木業態開発部長	長島 徹
64	"	購買グループリーダー	高橋 英司
65	(株)小 泉		長坂 剛
66	"		一瀬 学
67	"		野村 郁史
68	"		西野 雅秋
69	"		宮川 清二
70	全国管工事業協同組合連合会	技術参与	小泉 智和
71	"	技術参与	高橋 礼重
72	"	技術参与	安田 一章
73	"	技術参与	鈴木 慶一
74	"	専務理事	粕谷 明博
75	"	常務理事	松本 淳司
76	"	事務局長	上田 忠幸
77	"	経理課長	鈴木都久生
78	"	経理主任	依田 仁朗
79	"	総務主任	阿蘇千寿子

<http://www.mlit.go.jp/common/001191663.pdf>

建設産業政策 2017+10

～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～

平成 29 年 7 月 4 日
建設産業政策会議

にいまるいちななプラステン
建設産業政策2017+10
あす
 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～
 <目次>

I. はじめに		1
II. 建設産業等の動向		4
1. 国民経済社会の動向		4
(1) 人口の動向		4
(2) 経済の動向		4
2. 建設市場の動向		4
(1) 国内建設市場の動向		4
(2) 海外建設市場の動向		5
3. 建設産業の動向		6
(1) 建設業許可業者の動向		6
(2) 建設企業の企業経営の動向		6
(3) 建設業就業者の動向		6
(4) 建設業就業者の働き方の動向		7
(5) 産業構造の動向		8
(6) 企業規模・業態別に見た動向		9
III. 今後の建設産業の目指す方向性		11
1. 建設産業の課題の総括		11
2. 国民の要請		12
(1) 質の高い建設サービスの享受		12
(2) 誰でも安心して発注できる環境		12
(3) 持続可能な社会を形成する上での企業への社会的要請		13
3. 建設産業が目指す方向性		13
(1) 建設産業全体で目指す方向性		13
(2) 全国大手総合建設業として目指す方向性		14
(3) 地域中堅・中小総合建設業として目指す方向性		14
(4) 専門工事業として目指す方向性		15
(5) 発注者として目指す方向性		15
(6) 建設関連企業として目指す方向性		16
(7) 建設業者団体として目指す方向性		16
(8) 建設生産システムの各プレイヤーが全体として目指す方向性		16

IV. 今後の建設産業政策	18
1. 建設産業政策の意義.....	18
2. 具体的な建設産業政策.....	19
(1) 業界内外の連携による働き方改革.....	19
(2) 業界内外の連携による生産性向上.....	23
(3) 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供.....	26
(4) 地域力の強化.....	28
3. 施策横断的に取り組むべき重要な課題.....	29
(1) 重層下請構造の改善.....	29
(2) 請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築.....	30
(3) 施策横断的に取り組むべきその他の重要な課題.....	32
V. おわりに	33

建設産業政策会議 委員名簿

※ 座長 ◎、 座長代理 ○

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| ◎ | 石原 邦夫 | 東京海上日動火災保険株式会社相談役 |
| | 犬飼 あゆみ | 中小企業診断士 |
| | 岩田 圭剛 | 一般社団法人全国建設業協会副会長 |
| | 大内 達史 | 一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長 |
| | 大橋 弘 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| ○ | 大森 文彦 | 弁護士・東洋大学法学部教授 |
| | 大類 雄司 | 株式会社みずほ銀行証券部部長 |
| | 岡本 正 | 一般社団法人日本建設業連合会インフラ再生委員会委員長 |
| | 小澤 一雅 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| | 蟹澤 宏剛 | 芝浦工業大学建築学部建築学科教授 |
| | 才賀 清二郎 | 一般社団法人建設産業専門団体連合会会長 |
| | 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| | 高木 敦 | モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社調査統括本部副本部長 |
| | 高木 朋代 | 敬愛大学経済学部教授 |
| | 高野 登 | 一般社団法人建設コンサルタント協会副会長 |
| | 高橋 一朗 | 宮城県大河原土木事務所長 |
| | 田口 正俊 | 全国建設労働組合総連合書記次長 |
| | 土志田 領司 | 一般社団法人全国中小建設業協会副会長 |
| | 西村 達志 | 一般社団法人住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会委員長 |
| | 丹羽 秀夫 | 公認会計士・税理士 |
| | 野村 春紀 | 一般社団法人日本空調衛生工事業協会相談役 |
| | 藤沢 久美 | シンクタンク・ソフィアバンク代表 |
| | 古阪 秀三 | 立命館大学客員教授 |
| | 矢口 則彦 | 一般社団法人日本建設業連合会災害対策委員会副委員長 |

(五十音順、敬称略)

建設産業政策2017+10 ~若い人たちに明日の建設産業を語ろう~

【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立って行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”の一翼を担うことで若者に夢や希望を与え、個々の企業の一層の取組に加えて、個々の企業を超えた施策が必要。

【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革や生産性向上等の取組を強力に推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

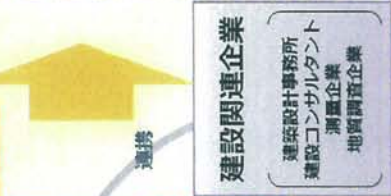
10年後を見据えて、建設産業に関わる各種の「制度インフラ」を再構築

- 【業界内外の連携による働き方改革】
 - 建設業従事者の継続的な処遇改善（賃金等）
 - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
 - 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
 - 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求めず発注者への働きかけ
 - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
 - 働く人を大切にす業界・企業であることを見える化
 - 専門工事企業の評価制度の創設
 - 技能労働者の位置づけの明確化（建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等）
 - 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 人材育成体制の強化

業界外の協力も得て行う働き方改革



業界外の協力も得て行う生産性向上



【業界内外の連携による生産性向上】

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手待ちの防止
 - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- 施工に従事する者の配置・活用の最適化
 - 企業間における人材の効率的な活用（労働の平準化）
 - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
 - 発注体制を補完するためのCM方式の制度化
 - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
 - BIM・CIM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
 - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止（報告徴収・立入検査、報告等）

【地域力の強化】

- 地域の多様な主体との連携を強化
 - 地域貢献に取り組み企業の評価（防災活動、建機保有等）
 - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み



理解の広がり



取組と規律の広がり



働き方改革・生産性向上への理解と協力の役割分担しつつ品質確保の求め



主な施策の概要

個々の企業に係る施策

- ・ 許可に際しての労働者福祉の観点の強化
 - 一 労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることを定め、許可に際しての取扱いを強化
- ・ 建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化
 - 一 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
 - 一 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - 一 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務
 - 一 専門工事業の主任技術者要件として登録基礎技能者を位置づけ等

企業間や業界全体に係る施策

- ・ 専門工事業に関する企業情報の提供
 - 一 技能労働者詳細な重点を置き、専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・ 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）
- ・ 建設企業間における人材の効率的な活用など労働の平準化に向けた取組の推進
 - 一 人材紹介への対応
 - 一 労働災害の防止把握、安全衛生に関する知識習得支援、労災保障待機期間の短縮等による取組の促進
 - 一 適切な社会保障への加入促進を通じた雇用と請負の明確化
- ・ 女性の働きやすさや子育て環境の整備
- ・ 建設業退職金共済制度の更なる普及・改善
- ・ 建設業における建設業退職金共済制度の活用を促進
- ・ 民間工事業における建設キャリアアップシステムとの連携を一歩推進

発注者・設計者や地域など様々な主体との連携に係る施策

- ・ 受発注者双方の責務の明確化
 - 一 不当に短い工期による契約締結を禁止
 - 一 不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある制裁制度
 - 一 不適切な契約締結の休日等あらかじめ定める場合、その内容を契約書面の記載事項に追加
- ・ 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
- ・ 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成
 - 一 先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進
- ・ 教育機関、研修機関の体制確保の推進
- ・ 施工時期の平準化の取組の拡大
- ・ 働き方に関する評価の拡充
 - 一 働き方に関する同等の認定制度の取得を評価
 - 一 社会保険未加入に関する減点の寄与を強化

生産性向上

- ・ 営業所専任技術者要件の見直し
- ・ 技術者配置要件の見直し
- ・ 技能労働者の多能工化の普及
- ・ 中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援

現場で「施工チーム」を形成している下請企業間の契約形態の再構築

- ・ ICTを活用した建設関連ビジネスの展開
 - 一 複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり
- ・ 建設工事における電子商取引の推進

- ・ 受発注者双方の責務や役割の明確化
 - 一 契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化
 - 一 適切な設計図書・提示・変更、施工条件の明示
- ・ 設計段階から建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進
- ・ 設計と施工の初期段階からの連携を図るためのフロントローディング（ECI方式の活用等）の推進
- ・ 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
- ・ 許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
- ・ 海外展開
 - 一 官民連携によるアジアでの更なる受注拡大やアフリカ等の新市場への進出、PPP等請負工事業以外のビジネスモデルへの参入支援
 - 一 プラットフォーム（協賛会）の立ち上げによる中堅・中小建設企業の海外進出支援等

良質な建設サービスの提供

- ・ 小規模建設工事に適用される規律の充実
 - 一 無許可業者が適用される規定を拡充
 - 一 一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設
- ・ 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲）
 - 一 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
 - 一 請負人が注文者からの求めに応じて一定の技能を有する技能労働者を配置する責務
 - 一 専門工事業の主任技術者要件として登録基礎技能者を位置づけ等

- ・ 民間工事業の発注者に向けた企業情報の提供
 - 一 電子申請化と併せて、工事履歴書・財務諸表等をインターネット上で公開、民間工事業の発注者に対する企業評価制度の構築
- ・ 専門工事業に関する企業情報の提供（再掲）
 - 一 専門工事業の特性を踏まえた評価制度の構築
- ・ 適正な施工の徹底のための体制づくり
 - 一 技術者資格の補完制度の対称拡充
 - 一 賠償不正行為に対する、経営者と技術者の責任分担を踏まえたとべナルテライの充実

- ・ 個人発注者等の保護
 - 一 受注者からの情報提供や契約内容の説明
 - 一 地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完
 - 一 CM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
 - 一 発注関係事務の民間委託に関するガイドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）
- ・ 法令違反への対応の厳格化
 - 一 法令違反に関する経営事項審査での減点の寄与の強化
- ・ 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止
 - 一 工場製品の製造者への報告徴収・立入検査、勧告等の制度を創設

地域力の強化

- ・ 地域の建設企業の経営プロセスの改善
 - 一 営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、従業員への処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信
- ・ 地域の建設企業の経営基盤強化
 - 一 円滑な事業承継に向けた環境の整備
- ・ 将来の建設市場に対応した制度構築等
 - 一 維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築等

- ・ 複数の建設企業等による事業連携の促進
 - 一 人材や機械等の相互融通の円滑化
- ・ ICTを活用した建設関連ビジネスの展開（再掲）
 - 一 複数企業間でのビジネスマッチング（技術連携等）を図るための仕組み（プラットフォーム）づくり

- ・ 地域貢献に関する評価の拡充
 - 一 防災活動への貢献の状況の加算幅の拡大
 - 一 建設機械の保有状況の加算方法の見直し
 - 一 維持や除雪の実績の経営規模等への反映
- ・ 地域建設業と市町村との連携強化
 - 一 市町村の規模等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となつた建設業の発展の取組（振興計画の策定等）の推進を検討
- ・ 地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式
 - 一 地域インフラの適切な維持管理に向けて、海外の制度も参考にした新たな入札契約方式の導入
- ・ 工業高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進

施策横断的に取り組むべき重要な課題

- ・ 重層下請構造の改善
- ・ 請負契約だけでなく、建設工事の実施に関わる様々な契約の規律の再構築
- ・ 個々の企業の技術力、収益力、ガバナンスの向上
- ・ 各プレーヤー間の関係の透明性と緊張感
- ・ ランク分け制度など公共工事業の発注の基本的枠組みの再構築

全国管工事業協同組合連合会青年部協議会
第21回通常総会について(報告)

開催期日 : 平成29年8月19日(土)

会場 : ホテル日航福岡
福岡市博多区博多駅前2-18-25
TEL. 092(482)1111

行事
理事会 12:00~13:30 [5階 志賀の間]
通常総会 14:00~14:50 [3階 都久志の間]
講演 14:50~15:20 [3階 都久志の間]
[講師] 粕谷 明博氏(全管連専務理事)
[講演] 指定工事店更新制度等について
記念講演 15:45~16:30 [3階 都久志の間]
[講師] 山谷 幹夫氏(TOTO歴史資料館初代館長)
[講演] 日本の水洗トイレ ~誕生と発達~
懇親会 18:00~20:00 [3階 都久志の間]
献血活動 9:30~16:30 [5階 うめの間]
賛助会員
ブース展示 13:00~17:30 [5階 都久志の間前]

概要 : 全管連青年部協議会の第21回通常総会は、平成29年8月19日、福岡県福岡市のホテル日航福岡において開催され、全国各地より約400名の来賓・青年部会員・賛助会員が参集した。

第21回通常総会は、当日提出された5つの議案が原案どおり議決された。第3号議案の役員選任の件では、任期満了に伴い新役員が選任された。通常総会后に開催された新役員による第109会理事会で秋山会長が再任され、新執行部が選任された。(別掲)

講演会は粕谷専務理事による「指定工事店更新制度等について」と題して講演が行われ、研修会は山谷幹夫氏による「日本の水洗トイレ ~誕生と発達~」と題して講演が行われた。

懇親会は、福岡市副市長 中園政直氏、福岡市水道局 水道事業管理者 清森俊彦氏等に参加頂き、精華女子高等学校による演奏や、大宰府まほろば衆によるよさこい踊りが行われ、出席者の懇親が深められた。

なお、今年も献血事業を実施し、会員76名の参加を頂き、日本赤十字社に協力した。

全管連青年部協議会 第11期 執行部一覧

- 会 長 秋 山 雅 仁
(岡山市管工設備協同組合青年部)
- 副 会 長 扇 俊 介
(総務担当) (宮城県管工業協同組合青年部連絡協議会)
- 副 会 長 小 金 丸 剛
(事業担当) (福岡市管工事協同組合青年部会)
- 総務部会長 仲 儀 公 亮
(さいたま市管工事業協同組合青年部)
- 事業部会長 日 下 貴 博
(福島県管工事業協同組合青年部)
- 総務副部会長 河 野 幸 雄
(東京都管工事工業協同組合青年部長協議会)
- 事業副部会長 太 田 勝 晶
(川崎市管工事業協同組合青年部会) 以上

月 日	平成29年(2017年)
8月29日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
9月14日(木)	東北ブロック支部長会議 15:00(山形市)
9月20日(水)	総務部会 14:00(全管連)
9月25日(月)	正副会長・部長会議 14:00(全管連) 調整中
9月28日(木)	全道大会 14:30(江別市民会館)
10月4日(木)	四国ブロック会議 15:00(リーガホテルゼスト高松)
10月14日(土) ～19日(木)	技能五輪国際大会(アラブ首長国連邦・アブダビ)
10月17日(火)	理事会 13:30(品川プリンスホテル)
10月25日(水)	日本水道協会 全国会議(サンポート高松)
10月26日(木)	中小企業団体全国大会 13:00(長野県松本文化会館)
11月9日(木)	中国ブロック会議 15:00(山口)
11月14日(火)	広報委員会(浦山ダム)調整中
11月21日(火)	中部ブロック会議(名古屋)調整中
11月25日(土)	技能五輪全国大会(宇都宮市)
12月7日(木)	経理委員会 (京都)調整中
12月8日(金)	監事会 (全管連)調整中

全管連 都道府県支部長 各位

全国管工事業協同組合連合会

(押印省略)

指定工事業業者制度の更新制度導入に伴う
給水装置工事主任技術者の研修に関する意向調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会に対し格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、指定給水装置工事業業者制度につきましては、更新制度(5年)の導入に向けて、水道法改正案が去る3月7日に閣議決定されましたが、先の通常国会では残念ながら法案審議に至らず継続審議の扱いとされ、今秋国会での早期成立が図られるよう現在要望活動を行っているところです。

今後、法案が成立した場合には、来年秋以降より施行される予定です。

なお、この度の指定店制度に係る水道法改正案では、従来の指定要件を変更するものではないものの、指定工事業業者の資質向上は重要な課題とされ、指定の更新申請時に、水道事業者が指定工事業業者に対して事業実施状況等の確認を行うこととされ、給水装置工事主任技術者の研修受講状況が確認事項の一つとされる予定です。

確認内容については、主任技術者毎に、どのような研修等を受講したかを記載し、受講修了証等受講の事実を証明する書類等を添付することが考えられています。

こうしたことから(公財)給水工事技術振興財団では、これまで主任技術者を対象に無償で実施しているeラーニングのシステムを大幅に改修・有償化し、こうした対応に備えることとしておりますが、集合教育も実効性ある研修会として必要と考えられることから、現在、給工財団を中心に全管連、日水協の3団体で協議に入っております。

つきましては、考えられる研修、講習方法について、今後の協議に資す資料を得るため、別添のとおり本会都道府県支部に対し意向調査を実施することといたしました。

(別紙1)をご一読のうえ、(別紙2)の回答欄にご記入のうえ、9月29日(金)までにFAXまたはメールにてご返信いただきたくお願い申し上げます。

なお、本調査は、研修の規模感などを把握し、あくまでも3団体協議の参考とするため実施するものであり、講習費用等については流動的であることを申し添えます。

敬具

本件に関するお問合せ先
事務局 松本、上田

(研修・講習事項)

指定店の更新期間と同様に給水装置工事主任技術者に5年に一度の研修・講習の受講を推奨することとし、法令等の改正ポイント、最新の給水装置の紹介、主任技術者の役割の再認識、給水装置事故事例、水道に関する動向などを学習する。

(注) 現行法においても指定工事事業者は、給水装置工事主任技術者等に研修の機会を確保するよう努めること(水道法施行規則第36条)とされている。改正法施行時の厚労省通知において、「水道事業体から指定工事店経由で主任技術者に講習受講を指導すること」を盛り込むよう要請している。

(考えられる研修、講習方法)

○eラーニング研修

主にインターネットを利用した学習形態で、集合教育研修にはない時間やコストの面でそれぞれが状況に合わせて理解度に応じた学習ができる等のメリットがある。

これまで無料で給工財団が実施しているeラーニングのシステム改修を行い、主任技術者の研修受講状況を確認できる研修に変更する。この対応に伴い、研修費用は修了証カードの発行も含めて7,000円程度となる予定。

○集合教育研修

1. 実施イメージ

給工財団のeラーニングテキストを編集したものをテキストとして集合教育を行う方法。イメージとしては、半日の講義と簡易な修了考査。

実施主体としては、公益性が保たれるよう給工財団とする。全管連及び支部は、会場の確保・設営、研修事務を担い、給工財団と業務委託契約を締結する。研修講師は、日水協の協力を得て地元水道事業体又は東京水道サービス等に依頼する。

2. 実施規模

①全管連都道府県支部ごとに開催

1 研修会の最大人数は原則180名とし、1日360名を基準とする。

(所属企業以外の受講も拒まない)

②最少催行人数 90名(この人数に満たない場合の開催は別途検討)

③受講料及び業務手数料(想定額、※今後、業務手数料を含めて精査)

10,000円(消費税込み)(内 全管連業務手数料 3,000円、
本部手数料 300円、支部手数料2,700円会場費込み)

④主な業務分担

(給工財団)

- ・研修実施計画の策定、受講案内、受講申込受付
- ・受講者名簿の整理、受講票の発送
- ・テキスト作成、修了考査の作成・採点
- ・主任技術者資格者証(カード)による更新講習修了証の発行

(全管連本部、都道府県支部)

- ・会場確保
- ・研修の周知
- ・研修実施事務(会場設営、受付、講師接遇、テキスト配布等)

(日水協)

- ・講師派遣協力等

⑤研修開始時期

平成30年4月以降

(平成30年10月から更新申請が開始されると想定すると、それまでに
開催実績が必要となるため。)

⑥その他

給水装置工事主任技術者の資格保有者数は20万人を超えており、e-
ラーニングでなく本研修を受講する者がそれなりの人数となれば、業務手
数料が都道府県支部の収入として期待できることであるが、受講は義
務でないこともあり、果たしてどれだけの受講者を確保できるか不安定な
ところもあります。厚労省、水道事業体等による受講促進の指導が必要と
考えています。

以上

平成29年 月 日

全国管工事業協同組合 御中

支部名 _____

担当者 _____

「給水装置工事主任技術者更新研修 意向調査」回答票

Q1 貴支部として研修会の地元開催を希望しますか。

- ・希望する ・希望しない ・現時点ではわからない

(いずれかを○を囲みください。)

「現時点ではわからない」と回答された支部のみご記入ください

() 研修会の必要性、趣旨には賛同する

() 希望しない可能性が高い

() その他 [_____]

Q2 (地元開催を希望すると回答した支部のみ可能な範囲で記入ください。)

1. 開催会場 (複数都市で開催を希望される場合はご記入ください。)

①開催希望都市 _____ 都・道・府・県 _____ 区 (回)

※その他、上記以外の都市で開催を希望される場合は以下にご記入ください。

②開催希望都市 _____ 都・道・府・県 _____ 区 (回)

2. 希望講習期間 (平成30年4月1日～平成30年12月20日)

平成 年 月 (の 上旬 ・ 中旬 ・ 下旬)

3. 受講見込み者数 _____ 名 程度

4. その他 (研修に関する意見等)

平成30年度水道関係概算要求について

平成29年8月
医薬・生活衛生局水道課

施設整備費等

(単位：百万円)

区 分	平成29年度 予 算 額 A	平成30年度 概 算 要 求 額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対前年度 比率 (%) B/A
水道施設整備費	[96,809] 46,641	(43,989) 92,621	45,980	198.6
水道施設整備費補助	[42,479] 18,479	(9,101) 27,583	9,104	149.3
指導監督事務費等	[91] 91	88	△3	96.7
災害復旧費	[10,518] 350	990	640	282.9
耐震化等交付金	[32,900] 16,900	(34,888) 56,640	39,740	335.1
東日本大震災	[10,821] 10,821	7,320	△3,501	67.6
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含む) を除いた場合	[75,470] 35,470	(43,989) 84,311	48,841	237.7

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3)：耐震化等交付金の概算要求額には科学技術イノベーション転換事業50億円を含む。

注4)：平成29年度予算額欄の上段〔〕書きは、平成28年度第2次補正予算額及び第3次補正予算額を含む。

注5)：平成30年度概算要求額欄の上段（）書きは、「新しい日本のための優先課題推進枠」で再掲。

1. 強靱・安全・持続可能な水道の構築

843億円(355億円)

(440億円「新しい日本のための優先課題推進枠」)

水道施設の耐震化・広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備など緊急性の高い事業について引き続き支援を行うとともに、コンセッションの推進や先端技術を活用した効率的で付加価値の高い水道サービス実現のための支援など、将来にわたり持続可能で強靱かつ安全な水道の構築を図る。

(主な事業)

水道施設整備費補助

277億円(186億円)

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

生活基盤施設耐震化等交付金

566億円(169億円)

国民生活に密接に関係する水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化等について引き続き支援を行い水道事業の運営基盤の強化を図るとともに、コンセッションの導入に向けた水道施設の耐震化やIoTを活用した付加価値の高い水道サービスの実現、水道の危機管理体制の強化等に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】(復興庁一括計上)

73億円(108億円)

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、平成30年度に復旧が予定されている施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】地方公共団体

【補助率】80/100~90/100(財政援助法による嵩上げ)、1/2

水道安全対策費等

① 1. 水道インフラシステム輸出拡大推進事業

18百万円

日本の水道産業の国際展開を目的とし、地方公共団体等と民間企業が連携して、途上国や水資源に乏しい地域に案件発掘の段階から関与し、日本の優れた技術やノウハウを活用した水道インフラの輸出を支援する。

(実施主体：国)

① 2. 水道の基盤強化方策推進費

5百万円

水道の基盤強化に向けて、都道府県、水道事業者等の各種取組の進捗状況の調査、課題の整理を行い、先進的な取組事例を広く発信して横展開を図るとともに、水道事業者等の取組状況や課題に関する意見交換を通じて地域内の連携を図り、水道の基盤強化の取組を推進する。

(実施主体：国)

エネルギー対策特別会計

1. 業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)化・省CO2促進事業 の内の上下水道施設の省CO2改修支援事業(環境省計上)

65億円の内数

上下水道施設の更新等に際し、小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を支援し、上下水道施設における再エネ・省エネ導入を促進する。

【参考情報】

『上下水道システムにおける省CO2化推進事業』(一財)栃木県環境技術協会)

<http://tochikankyuu.com/suidou/index.html>

平成30年度水道関係概算要求の概要

医薬・生活衛生局水道課

(単位：千円)

事 項	平成29年度 予 算 額 A	平成30年度 概算要求額 B	対 前 年 度 増 △ 減 額 B-A	対 前 年 度 比 率 (%) B/A	
1 水道安全対策費等	106,206	98,487	△ 7,719	92.7%	
(項) 厚生労働省共通費					
厚生科学審議会（生活環境水道部会）	1,004	994	△ 10	99.0%	
(項) 水道安全対策費	99,410	92,186	△ 7,224	92.7%	
1.日米環境保護協力協定費	1,117	1,117	0	100.0%	
2.水道行政強化拡充費	4,739	4,679	△ 60	98.7%	
3.水質管理等強化対策費	13,879	13,789	△ 90	99.4%	
4.水道水源水質対策費	9,833	9,810	△ 23	99.8%	
5.給水装置等対策費	8,657	8,652	△ 5	99.9%	
6.新水道ビジョン推進事業費	49,827	45,145	△ 4,682	90.6%	
(1)水道産業国際展開推進事業費	22,876	0	△ 22,876	0.0%	
(新2)水道インフラシステム輸出拡大推進事業	0	18,479	18,479	-	
(3)水道水質管理の向上に関する調査検討費	4,122	4,091	△ 31	99.2%	
(4)官民連携等基盤強化支援事業費	10,814	10,739	△ 75	99.3%	
(5)新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費	5,135	0	△ 5,135	0.0%	
(新6)水道の基盤強化方策推進費	0	5,129	5,129	-	
(7)水道施設強化推進事業費	6,880	6,707	△ 173	97.5%	
7.給水装置データベース事業促進費	9,915	7,559	△ 2,356	76.2%	
8.給水装置工事主任技術者国家試験費	1,443	1,435	△ 8	99.4%	
(項) 国際機関活動推進費					
国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金	5,792	5,307	△ 485	91.6%	
	[96,809,000]				
2 施設整備費等	46,641,000	92,620,764	45,979,764	198.6%	
	[30,000]				
1.水道施設整備事業調査費	30,000	30,000	0	100.0%	
(1)水道施設設置状況等基礎調査	3,751	3,727	△ 24	99.4%	
(2)水道施設整備施工技術動向調査	3,846	3,788	△ 58	98.5%	
(3)長期的な水需要を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査	7,120	7,126	6	100.1%	
(4)水資源開発施設の有効利用等に関する調査	3,686	3,535	△ 151	95.9%	
(5)人口減少社会に備えた適正な事業管理の検討調査	5,684	5,840	156	102.7%	
(6)持続可能な水道の構築に関する検討調査	5,913	5,984	71	101.2%	
	[42,535,000]				
2.水道施設整備費補助	18,535,000	27,637,000	9,102,000	149.1%	
(1)水道施設整備費補助	[42,479,264]	27,583,409	9,104,145	149.3%	
(2)指導監督事務費補助	[55,736]	53,591	△ 2,145	96.2%	
3.北方領土隣接地域振興等事業補助率差額	[2,000]	1,000	△ 1,000	50.0%	
4.水道施設整備事業調査諸費	[3,000]	3,000	0	100.0%	
5.水道施設災害復旧事業費	[10,518,000]	990,000	640,000	282.9%	
6.生活基盤施設耐震化等交付金	[32,900,000]	56,639,764	39,739,764	335.1%	
7.東日本大震災水道施設災害復旧事業費【復興特別会計】	[10,821,000]	7,320,000	△ 3,501,000	67.6%	
水 道 関 係 予 算 合 計	[96,915,206]	46,747,206	92,719,251	45,972,045	198.3%

【平成30年度概算要求額（災害復旧費を除く施設整備費等）府省別計上内訳】

厚生労働省：744億

内閣府 沖縄：29億

国土交通省 北海道：18億円、離島・奄美：10億円、水資源機構：42億円

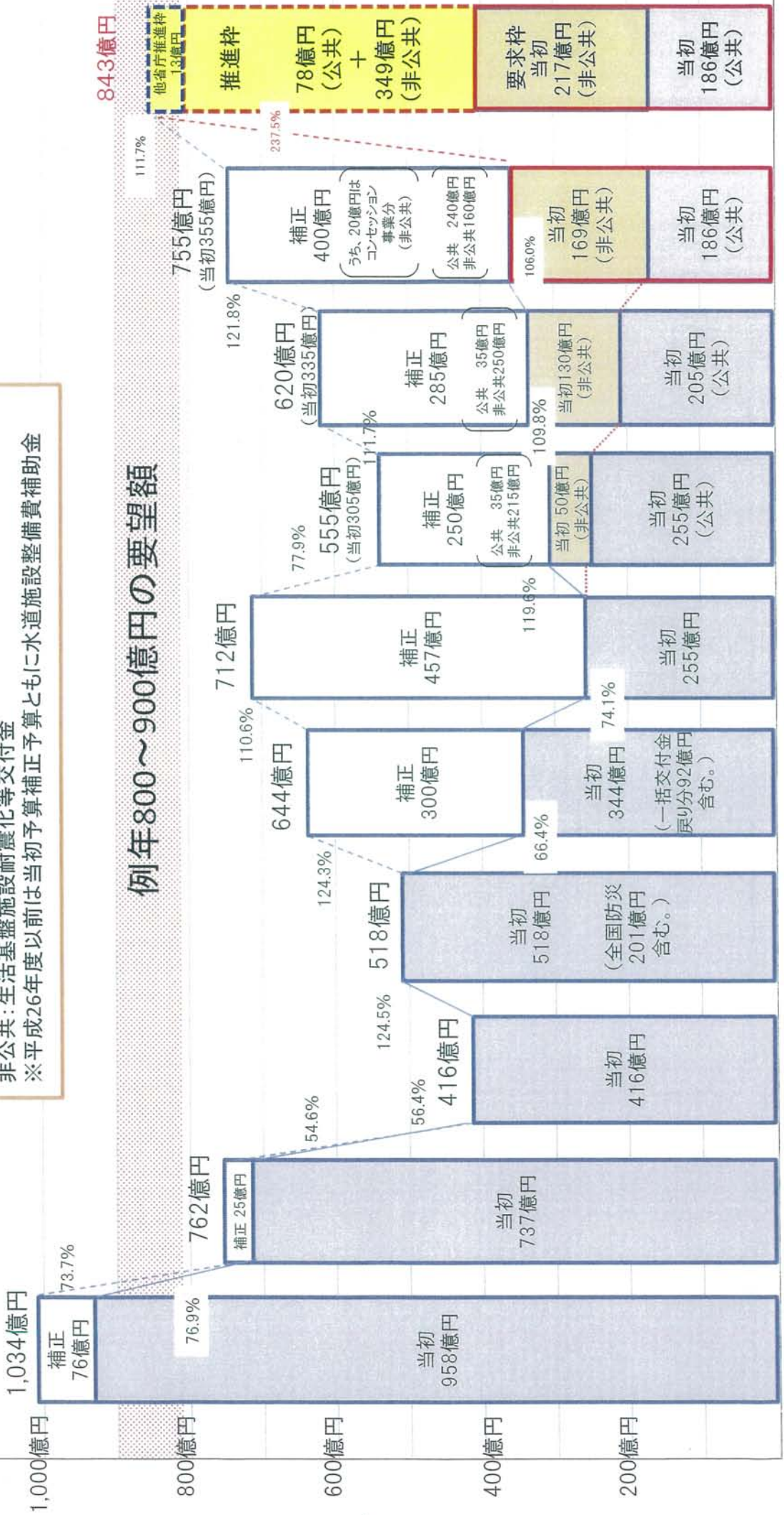
復興庁：73億円

注：施設整備費等については、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)及び復興庁計上分を含めた総額

水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成30年度要求)

H29.8 厚生労働省水道課

公 共:水道施設整備費補助金
 非公共:生活基盤施設耐震化等交付金
 ※平成26年度以前は当初予算補正予算とも水道施設整備費補助金



注1) 内閣府(沖縄県)、国土交通省(北海道、離島・奄美地域、水資源機構)計上分を含む。
 注2) 億円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない

全管連会館イメージCG

